公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２６年（フ）第９５号
釧路市美原１丁目６番13号
債務者　脇本　慎一
1　決定年月日時　平成26年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中井　拓人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月24日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで
釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第１８５号
和歌山市松江北７丁目６番28号
債務者　吉田　正広
1　決定年月日時　平成26年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤井　友彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月６日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第１７９号
金沢市末町５の204番地６
債務者　松川　浩仁
1　決定年月日時　平成26年７月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　　到
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月１日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第１８０号
金沢市末町５の204番地６
債務者　松川　泰子
1　決定年月日時　平成26年７月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　　到
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月１日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第９４号
神奈川県横須賀市根岸町５丁目19番45号
ホームズ斉藤102
債務者　庭田　　茂
1　決定年月日時　平成26年７月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中尾　繁行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月26日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年９月25日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２６年（フ）第９５号
神奈川県横須賀市根岸町５丁目19番45号
ホームズ斉藤102
債務者　庭田恵美子
1　決定年月日時　平成26年７月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中尾　繁行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月26日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年９月25日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２６年（フ）第９４７号
愛知県清須市上条１丁目１番地12　ピア21・205、従前の住所愛知県清須市鍋片３丁目100番地　県営鍋片住宅２棟405
債務者　ライブドラフトこと　小川　晃一
1　決定年月日時　平成26年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　綿貫　敬典
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月９日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成26年９月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第８５号
三重県四日市市采女町892番地１　リネアリス花ノ木102
債務者　宮原　清志
1　決定年月日時　平成26年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小貫　陽介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月１日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第１０２号
長野県大町市八坂1029番地８
債務者　大西　勝則
1　決定年月日時　平成26年７月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　塩野　悠子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月６日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第１６６号
福井県坂井市丸岡町八ツ口第21号３番地３
債務者　内田　伸子
1　決定年月日時　平成26年７月８日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野条　泰永
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月14日午前10時５分
5　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第６４２号
北海道恵庭市文京町３丁目２番13―206号
債務者　永山　宗臣
1　決定年月日時　平成26年７月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　實重　洋祐
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月８日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年10月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１９８号
北海道旭川市東光３条３丁目３番３号
債務者　福田　光良
1　決定年月日時　平成26年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　達哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月８日午後１時50分
5　免責意見申述期間　平成26年10月１日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１９９号
北海道旭川市東光３条３丁目３番３号
債務者　福田　春美
1　決定年月日時　平成26年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　達哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月８日午後１時50分
5　免責意見申述期間　平成26年10月１日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１０４号
北海道帯広市東15条南４丁目１番地64
債務者　佐々木勝夫
1　決定年月日時　平成26年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荒木　　樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月９日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年10月２日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２６年（フ）第２４号
秋田県山本郡三種町鹿渡字中沢新田157番地
債務者　原田　裕子
1　決定年月日時　平成26年７月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小坂　　塁
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月10日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年10月３日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２６年（フ）第５５０号
京都市東山区大黒町通松原下る北御門町275番地
債務者　石倉　麻美（旧姓山岡）
1　決定年月日時　平成26年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　真鍋　京子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月17日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年10月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第２５号
三重県北牟婁郡紀北町紀伊長島区長島1577番地
債務者　長井　壮郎
1　決定年月日時　平成26年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北薗　　太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月14日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年10月７日まで
津地方裁判所熊野支部